

事業者向け支援情報まとめ(4)

2024年2月8日時点において国・県が公表している被災者支援情報のうち、主に資金面等における事業者支援についてまとめたものです。生活支援情報などは割愛していますので、国・県のHP上で実際に確認していただくことをお勧めします(追加等があれば随時お知らせします)。

I 各種相談窓口の設置[中小企業庁・県商工労働部]

1. 特別相談窓口 [中小企業庁]

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

<商工会議所>

金沢商工会議所 076-263-1151、小松商工会議所 0761-21-3121、七尾商工会議所 0767-54-8888、輪島商工会議所 0768-22-7777、加賀商工会議所 0761-73-0001、珠洲商工会議所 0768-82-1115、白山商工会議所 076-276-3811

* 珠洲商工会議所は現在、回線不通のため石川県商工労働部経営支援課(076-225-1525)までお問合せください。

<商工会>

石川県商工会連合会 076-268-7300、能美市商工会 076-204-6815、山中商工会 076-204-6816、川北町商工会 076-204-6817、美川商工会 076-204-6818、鶴来商工会 076-204-6819、白山商工会 076-204-6820、野々市市商工会 076-204-6821、かほく市商工会 076-204-6822、森本商工会 076-204-6823、津幡町商工会 076-204-6824、内灘町商工会 076-204-6825、羽咋市商工会 076-204-6829、富来商工会 076-204-6830、志賀町商工会 076-204-6831、宝達志水町商工会 076-204-6832、能登鹿北商工会 076-204-6833、中能登町商工会 076-204-6836、門前町商工会 076-204-6854、穴水町商工会 076-204-6855、能登町商工会 076-204-6856

* 門前町・穴水町・能登町商工会は電話がつながりにくい場合がありますので、お急ぎの場合は石川県商工会連合会(076-268-7300)までお問い合わせください。

<その他の機関>

石川県中小企業団体中央会 076-267-7711

石川県産業創出支援機構 076-267-1244、石川県よろず支援拠点 076-267-6711
日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 076-231-4275、日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 0570-045202、日本政策金融公庫小松支店 国民生活事業 0570-045445、商工組合中央金庫金沢支店 076-221-6141

石川県信用保証協会 076-222-1550

中小機構北陸本部企業支援部企業支援課 076-223-5546

全国商店街振興組合連合会 03-3553-9300

中部経済産業局産業部中小企業課 052-951-2748

石川県生活衛生営業指導センター 076-259-6510

2. ワンストップ相談窓口 [県商工労働部]

【お問合せ先】

石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531

石川県労働局特別相談窓口 076-265-4432

被災事業者の事業継続に向けた経営相談や施設復旧・資金繰り・雇用維持等に関する支援策など、様々なご相談に対応（電話、対面）

＜ワンストップ相談窓口＞

【電話番号】 0120-330-955（フリーダイヤル）

【受付時間】 9時～18時（土日祝も受付）

＜対面相談＞

【場 所】 石川県工業試験場1階 * 予約は上記フリーダイヤルから

【受付時間】 9時～18時（土日祝も受付）

3. 専門家による合同無料相談会 [県商工労働部・県士業団体協議会]

【お問合せ先】

日本公認会計士協会北陸会 076-265-6625(事前)、金沢弁護士会 080-8699-6817(当日)

石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

公認会計士、行政書士、中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士などの専門家により、様々なご相談に対応

【開催日時】 毎週 水・土曜日 13時～16時 * 2月末までを予定

【場 所】 いしかわ総合スポーツセンター1階メインアリーナ

II 中小企業・小規模事業者の支援措置

1. 日本政策金融公庫生活衛生貸付の特例措置

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 国民生活事業

金沢支店 0570-045202

小松支店 0570-045445

＜A. 令和6年能登半島地震特別貸付＞[創設]

被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備・運転資金を貸付

* 以下は国民生活事業について記載(中小企業事業はHP等でご確認ください)

【対象者】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者

②上記事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

③地震の影響により、業況が悪化している中小事業者

【貸付限度額】 ①②の事業者 既存の貸付額に上乗せ 6千万円

③の事業者 別枠 4800万円

【貸付利率】 ①の事業者 0.3% (災害金利 1.2% - 0.9%) ※当初3年間、限度額3千万円

②の方事業者 1.2% (災害金利)

③の事業者 基準金利 ※状況によって変動
(R6.1 現在:貸付期間5年 2.1%)

【貸付期間】 設備資金 20年以内

運転資金 15年以内 いずれも据置期間5年以内

* 貸付利率は、条件等によって変動します。詳しくは日本政策金融公庫までお問合せください。

<B. 生活衛生改善貸付の特例措置> [拡充]

【追加】

生衛組合が策定する再建支援方針に沿って事業を行う事業者が対象

【対象者】 ①県内に事業所を有し、直接被害を受けた中小事業者

②上記事業活動に依存し、間接被害を受けた中小事業者

【貸付限度額】 通常の貸付額と別枠で 1千万円

【貸付利率】 ①の事業者 0.3% (特別利率F1.2% - 0.9%)
②の事業者 0.7% (特別利率F1.2% - 0.5%)

※当初3年間、
別枠の1千万円以内

* 災害金利、特別利率Fは 2/1 現在。利率は条件等によって変動します。詳しくは日本政策金融公庫までお問合せください。

2. 信用保証による資金繰り支援 [信用保証協会]

【お問合せ先】
石川県信用保証協会 076-222-1550

<セーフティネット保証4号>

地震の影響で経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8万円))で借入金の100%を保証

【対象者】 災害救助法の適用地域等に事業所を有し、直接・間接被害があり、売上等が減少している中小企業者

【要件】 市町が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

<災害関係保証>

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対し、一般保証(上限2.8億円)、セーフティネット保証4号(上限2.8億円)の保証限度額(上限5.6億円)とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8万円))で借入金の100%を保証

【対象者】 災害救助法の適用地域等に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

【要件】 罹災証明書等**3. 既往債務の負担軽減に係る対応 [日本政策金融公庫・商工中金]**

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫は、今般の地震の影響により、返済に遅れが生じた場合、返済期日に遡及した返済猶予について柔軟に対応するほか、提出書類の簡素化・契約手続の迅速化を図る。

＜日本政策金融公庫ホームページ(抜粋)＞

日本政策金融公庫では、被災されたお客様の実情に応じて、ご返済の猶予等に係るご相談を承っております。本災害の影響を受けたお客様のご返済相談につきましては、柔軟に対応いたしますので、慌てずにお取引のある支店または受託金融機関へご相談ください。

4. 小規模事業者持続化補助金[災害支援枠] [経済産業省]

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課
076-225-1525

被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援

【補助対象事業者】 今回の地震で被害を受けた小規模事業者

【事業目的】 事業再建の経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】 ・200万円(直接被害)→資産損壊等直接的被害を受けた場合
・100万円(間接被害)→売上減少の間接的被害を受けた場合

【補助率】 2/3、定額(多重被災の場合、最大200万円)

【補助対象】 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【スケジュール】 申請開始:2024年1月25日

→1次公募締切:2月29日 以後速やかに2次公募開始

※ 商工会会員でなくても受けることができます。

5. なりわい再建支援補助金 [経済産業省]

【お問合せ先】
石川県商工労働部経営支援課 076-225-1525

復興事業計画に基づいて復興に取り組む被災中小・小規模事業者について、工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧費用を補助し、事業再開・継続に向けた十分な支援を行う。

※政府の非常災害対策本部会議(1/25)において決定(「被災者支援政策パッケージ」)。

【補助上限】 15億円、一部5億円まで定額補助

【補助率】 中小企業・小規模事業者→3/4以内、一部定額補助
中堅企業等→1/2以内、一部定額補助

【スケジュール】 今後、公募予定

※ 応募を予定されている方は、
被害状況の写真、罹災証明書、被災施設・設備の所有を証明
できる書類等(固定資産台帳など)
を予め準備しておいて下さい。

6. 小規模企業共済災害時貸付の適用 [商工中金]

【お問合せ先】

商工組合中央金庫金沢支店 076-221-6141

小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日(原則)
で行う低利融資を適用。

- ・ 貸付限度額 掛金合計額の7~9割と1千万円のいずれか少ない額
- ・ 貸付期間 貸付金500万円以下:36か月、505万円以上:60か月
- ・ 担保、保証人 不要

III 雇用調整助成金の特例措置 [厚生労働省]

【お問合せ先】

石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者に対して一時的に休業、出向等をさせるなど、労働者の雇用の維持を図った場合に、賃金や休業手当金等の一部を助成する制度について、特例措置を講じる。

<特例措置の内容>

- ・ 助成率 中小企業4/5、大企業2/3
- ・ 支給日数の延長 300日
- ・ 助成額 上限8,490円
- ・ 売上高減少の確認期間や事業所設置期間等の要件を緩和

IV 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例措置 [厚生労働省]

【お問合せ先】

石川県社会福祉協議会 076-224-1212

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用を貸し付ける資金について、特例貸付を実施(無利子)。

<貸付内容>

- ・ 貸付対象 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯
- ・ 貸付限度額 一世帯10万円。ただし、以下の場合は20万円も可能。
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 世帯員が4人以上の場合
- ・ 償還期間 据置期間(貸付日から1年以内)終了後2年以内
- ・ 受付窓口 避難している市町の社会福祉協議会

V 被災者生活再建支援金 [内閣府]

【お問合せ先】

石川県危機管理監室危機対策課 076-225-1480

被災者生活再建支援法の適用により、住宅が全壊・大きく半壊した世帯に対し、被害程度に応じて支援金を支給。

<支援金の支給額>

	基礎支援金	住宅再建方法に応じて 下記の加算支援金が支給
・ 全壊・解体・長期避難	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円(公営住宅を除く)
・ 大規模半壊	50万円	
・ 中規模半壊	—	

※ 今後、家屋半壊以上の高齢者世帯等を対象に最大300万円を上乗せし、最大600万円の支援となることが表明されました(2/1)。

【追加】

VI その他(各種説明会の開催)

【追加】

<事業者支援説明会>

【お問合せ先】
石川県危機管理監室危機対策課 076-225-1480

被災された事業者の皆さまの事業継続や雇用維持のための各種支援施策に関する説明会の開催

能登地区

- ・日時 2024年2月9日(金) 午前の部 10:00、午後の部 14:00
- ・会場 宇宙科学博物館コスモアール羽咋ユーフォニールーム

金沢地区

- ・日時 2024年2月14日(水) 午前の部 10:00、午後の部 14:00
- ・会場 石川県地場産業振興センター本館1階大ホール

説明内容

- ・なりわい再建支援補助金(施設や設備の復旧に対する支援)
- ・小規模事業者持続化補助金(販路開拓等の取組に対する支援)
- ・金融支援(資金繰り支援、コロナ債務返済負担軽減対策等)
- ・雇用調整助成金の特例措置
- ・全国企業との連携による復旧復興ニーズ・課題のマッチング支援

<商店街支援施策説明会>

被災された商店街のための支援施策に関する説明会の開催

- ・日時 2024年2月15日(木) 14:00
- ・会場 石川県地場産業振興センター本館2階第2研修室

説明内容

- ・商店街にぎわい創出事業(商店街がイベント等に対する支援)
- ・商店街復旧事業(被災したアーケードや街路灯等に対する支援)
- ・中小企業基盤整備機構による支援施策

融 資	設備や施設を復旧したい 売上減で資金繰りが厳しい	日本政策金融公庫による 資金繰り支援 国	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年能登半島地震特別貸付 (1/31より取扱開始) 【限度額】 中小企業: 別枠3億円 国民生活: 上乗せ6千万円 等 【金利】 所定の金額を限度に、当初3年間災害金利▲0.9% 等 ※4年目以降は▲0.5% 	日本政策金融公庫 金沢支店中小企業事業 076-231-4275 金沢支店国民生活事業 0570-045-202 小松支店国民生活事業 0570-045-445
		信用保証による 資金繰り支援 国	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係保証、セーフティネット保証4号により、一般保証とは別枠での保証枠の利用が可能 伴走支援型特別保証の利用に必要な計画提出の猶予等 ゼロゼロ融資等のリスク時の保証料補助 (リスク時に係る追加保証料負担ゼロ) 	石川県信用保証協会 076-222-1550
		県融資制度 県	<ul style="list-style-type: none"> ○物価高騰対策等総合支援特別融資 【限度額】 1億円 【金利】 1.0% 等 【保証料】 免除 ○災害対策融資 【限度額】 8,000万円 【金利】 1.0% 【保証料】 0.33~1.35% 	県内金融機関
補 助 金 ・ 助 成 金	前向きな取り組みにより、 災害からの事業再建を図りたい	持続化補助金 (災害支援枠) 国 1次公募 2/1~2/29	被災小規模事業者による販路開拓等の事業再建に向けた取り組みを最大 200万円 まで 2/3 補助	<商工会議所地区> 最寄りの商工会議所 又は <商工会地区> 最寄りの商工会
	設備や施設を復旧したい	なりわい再建支援補助金 県 公募 未定	設備や施設の復旧整備に係る経費を、最大 15億円 まで 3/4 補助	ワンストップコールセンター 0120-330-955

※令和6年2月1日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

ワンストップコールセンターを開設しました

各種支援制度の総合窓口はこちら

受付時間 9時 ~ 18時 (土日祝も対応)

電話番号 **0120-330-955**
(フリーダイヤル)

<p>商店街が所有する設備や施設を復旧したい</p>	<p>商店街復旧事業補助金 公募 未定</p> <p>県</p>	<p>被災したアーケードや街路灯等の復旧整備にかかる費用及び、来街を妨害するような障害物の除去費の3/4を補助</p>	<p>石川県経営支援課 076-225-1521</p>
<p>イベント等の取り組みにより、商店街のにぎわいを創出したい</p>	<p>商店街にぎわい創出補助金 公募 未定</p> <p>県</p>	<p>災害の影響により、来街者数及び売上が減少した商店街が実施する「にぎわい創出の取組み」を最大100万円まで定額補助</p>	<p>石川県経営支援課 076-225-1521</p>
<p>伝統産業事業者が事業を再開したい</p>	<p>伝統的工芸品産業支援補助金（災害支援枠） 公募 2/1～2/16</p> <p>国</p>	<p>伝統的工芸品の製造を再開するために必要な ①設備・機器等の購入費及び修繕費、 ②原材料の購入費及び型等の試作・製作費を、最大1,000万円まで3/4補助</p>	<p>経済産業省 中部経済産業局 産業部 製造産業課 052-951-2724</p>
<p>雇用を維持したい</p>	<p>雇用調整助成金</p> <p>国</p>	<p>一定要件で、休業手当等の2/3(大企業)もしくは4/5(中小企業)、最大8,490円/日を助成</p>	<p>石川労働局 職業安定部職業対策課 076-265-4428</p>
	<p>雇用保険の特例</p> <p>国</p>	<p>被災により事業所が休止・廃止したために休業して賃金の支払いがない場合に、実際に離職していなくても雇用保険の失業給付を受給できる</p>	<p>石川労働局 職業安定部職業安定課 076-265-4427</p>

※令和6年2月1日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

ワンストップコールセンターを開設しました

各種支援制度の総合窓口はこちら

受付時間 9時～18時（土日祝も対応）

電話番号  **0120-330-955**
（フリーダイヤル）

■ 商工会・商工会議所等の支援機関では、各種支援制度の活用サポートを行っています。

<p>金沢商工会議所 金沢市尾山町9-13</p>	076-263-1151	<p>珠洲商工会議所 珠洲市飯田町1-1-9</p>	0768-82-1115
<p>小松商工会議所 小松市園町二1</p>	0761-21-3121	<p>白山商工会議所 白山市西新町159-2</p>	076-276-3811
<p>七尾商工会議所 七尾市三島町70-1</p>	0767-54-8888	<p>石川県商工会連合会(※) 金沢市鞍月2-20</p>	076-268-7300
<p>輪島商工会議所 輪島市河井町20-1-1</p>	076-225-1525	<p>(公財)石川県産業創出支援機構 金沢市鞍月2-20</p>	076-267-1244
<p>加賀商工会議所 加賀市小菅波町1-130 クロスガーデン3階</p>	0761-73-0001	<p>石川県中小企業団体中央会 金沢市鞍月2-20</p>	076-267-7711

※お近くの商工会にお問い合わせいただくことも可能です。

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへの主な支援制度

令和6年1月26日現在

● 給付・貸付

県危機対策課 ☎076(225)1357
県厚生政策課 ☎076(225)1478

災害弔慰金・障害見舞金

申し込みは各市町の担当部署

緊急の生活費の貸付

原則10万円以内(最大20万円)

無利子

申し込みは石川県社会福祉協議会
☎076(208)3503

生活再建支援金の支給

住宅の被害程度に応じて支給
(最大300万円)*※市町により上乗せの場合あり

申し込みは各市町の担当部署

● 避難

2次避難所/1.5次避難所運営事務局
コールセンター ☎0120(266)755

1次避難所

公民館・学校など

1.5次避難所

いしかわ総合スポーツセンター
産業展示館2号館、小松総合体育館

2次避難所

旅館・ホテル

福祉施設など

住宅の緊急修理・応急修理

緊急修理 ブルーシートの展張など 5万円以内
応急修理 半壊以上 70万円以内
準半壊 34万3千円以内

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

● 教育

教科書、学用品の給与

市町立 各市町教育委員会
県立・国立・私立 在籍する各学校

高等学校などの授業料等減免

申し込みは在籍する各学校

● 生活

県危機対策課
☎076(225)1357

生活必需品の給与・貸与

申し込みは各市町の担当部署

● 住宅

県土木部建築住宅課
☎076(225)1777

応急仮設住宅 (建設型)

期間：原則2年間

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

賃貸型応急住宅 (みなし仮設)

期間：原則2年間

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

物件に関するお問い合わせは
・石川県宅地建物取引業協会 ☎076(291)2255
・全日本不動産協会石川県本部 ☎076(280)6223
・全国賃貸住宅経営者協会連合会金沢支部 ☎0120(27)1000

公営住宅

県内 期間：県営原則1年間
(状況により延長可)
市町営 自治体による

申し込みは各市町の住まい支援の担当部署

県外 避難先の各自治体

● 公的な支払い

県健康福祉部各課
(相談窓口参照)

医療費・保険料・介護サービス利用料
・保育料・障害福祉サービス利用料
などの減免や支払いの猶予

申し込みはご加入の各医療・介護保険者の窓口
各市町の保育・障害福祉担当部署

● 税金

県税などの減免

申告・納付の期限延長、徴収の猶予

(県税)県税務課 ☎076(225)1271、各県税事務所
(市税・町税)各市町の税務担当部署
(国税)住所地所管の税務署

● 企業向け

県労働企画課
☎076(225)1531

雇用調整助成金の特例措置

国は助成率引き上げや支給日数延長の方針
石川労働局職業対策課 ☎076(265)4428
各ハローワーク

● 農林漁業者向け

(農業・畜産) 県農林総合事務所
石川県農業共済組合 ☎076(239)3111

※収入保険の保険料支払期限の延長、
補填金の支払い

(林業) 県農林総合事務所

(漁業) 石川県漁業協同組合 ☎076(234)8815

り災証明書取得方法

避難先からでも、①郵送、②電話・FAX、③避難先の市町職員の支援を得て
申請、④マイナンバー等の電子申請により、り災証明書の交付申請ができ
ます。

申請方法の相談先

(県内に避難されている方) 避難先の市町
(県外に避難されている方) 県危機対策課 ☎076-225-1357

・支援制度によって、対象者や条件が異なります。
・支援制度の準備が整い次第順次更新していきます。

令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口

令和6年1月26日現在

9:00～17:45 (⑬⑭は18時まで、土日祝対応)

①	被災地外への避難、ホテル・旅館への避難の受け付けに関すること	2次避難所/1.5次避難所運営事務局 コールセンター ☎0120(266)755
②	仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関すること	土木部建築住宅課 ☎076(225)1777
③	生活費などお金に関すること	健康福祉部厚生政策課 ☎076(225)1478 石川県社会福祉協議会 ☎076(208)3503
④	医療に関すること	健康福祉部医療対策課 ☎076(225)1431
⑤	健康に関すること	健康福祉部健康推進課 ☎076(225)1458
⑥	子育て支援に関すること	健康福祉部少子化対策監室 ☎076(225)1447
⑦	高齢者福祉に関すること	健康福祉部長寿社会課 ☎076(225)1487
⑧	障害のある方の方の福祉に関すること	健康福祉部障害保健福祉課 ☎076(225)1426
⑨	税に関すること	総務部税務課 ☎076(225)1271
⑩	教育に関すること	能登半島地震・進路・学習相談テレホン ☎0120(873)783

⑪	事業者の支援(補助金・融資・雇用維持等)に関すること	ワンストップ相談窓口 ☎0120(330)955
⑫	農林漁業者の支援に関すること	(農業・畜産・林業) 興能登農林総合事務所企画調整室 ☎0768(26)2322 中能登農林総合事務所企画調整室 ☎0767(52)2583 県央農林総合事務所企画調整室 ☎076(239)1750 石川農林総合事務所企画調整室 ☎076(276)0528 南加賀農林総合事務所企画調整室 ☎0761(23)1707 (漁業) 石川県漁業協同組合(本所) ☎076(234)8815
⑬	消費者トラブルに関すること	消費生活支援センター ☎076(255)2319
⑭	外国人の方の支援に関すること	観光戦略推進部国際交流課 ☎076(225)1382 石川県災害多言語支援センター (石川県国際交流協会) ☎076(262)5932

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談に応じるほか、市町等関係機関の窓口をご案内いたします。



県ホームページ



Xもっといしかわ



LINE 石川県

県ホームページなどでも随時情報を発信しています。

被災事業者の相談体制の強化（商工労働部）



- 被災事業者の事業継続に向けた経営相談、補助金・融資・雇用維持に関する支援策の活用など様々な相談にワンストップで対応（1/26（金） 9:00開設）

▶ コールセンター

<受付時間> 9時～18時 （土日祝も受付）
<電話番号> 0120-330-955 （フリーダイヤル）

▶ 対面による相談

<受付時間> 9時～18時 （土日祝も受付）
<場所> 地場産業振興センター新館1階（事前予約制）

※予約は上記フリーダイヤルにて受付

- 労働者の皆様からの労働相談については下記にて受け付けております

石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531 9時～17時45分（土日祝も受付）
石川労働局特別相談窓口 076-265-4432 8時30分～17時15分（土日祝除く）

公認会計士

行政書士

弁理士

中小企業診断士

税理士

不動産鑑定士

司法書士

土地家屋調査士

弁護士

社会保険労務士

専門家による

合同無料相談会

り災証明書の申請、公的な支援制度の利用、壊れた建物の登記といったご相談はもちろん、「何から手をつけてよいか分からない」など、どんなことでもお気軽にご相談ください



いしかわ総合スポーツセンター
1F メインアリーナ前



開催：毎週 水・土曜日
13時～16時

(2月末までを予定していますが、変更する場合があります)

石川県・石川県士業団体協議会

お問い合わせ：(事前)日本公認会計士協会 北陸会 076-265-6625(平日のみ)

(当日)金沢弁護士会 問い合わせダイヤル 080-8699-6817



石川県に事業所を有する

資金繰りにお悩みの皆様へ

令和6年能登半島地震

「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」

各種資金繰り支援のご案内

- ✓ 令和6年能登半島地震特別貸付の創設
災害金利より0.9%引き下げる特別措置
- ✓ コロナ資本性劣後ローンの特例措置
黒字の場合でも1年間は0.5%の貸付利率を適用
- ✓ セーフティネット保証4号(融資額100%を保証)
- ✓ 災害関係保証(別枠の限度額で融資額100%を保証)
- ✓ 伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)
利用に必要な計画提出の猶予等
- ✓ ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助
リスケ時に係る追加の保証料を「0」にします。
- ✓ 中小機構等の官民ファンドの活用
債権買取や出資のスキームを検討

※伴走支援型保証(コロナ借換)の適用期限の延長も検討

詳しくは裏面



日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付

※令和6年1月31日より取扱開始

対象者	① 被災4県に事業所を有し、 <u>直接被害</u> を受けた中小企業者※1,2 ② ①の事業活動に依存し、 <u>間接被害</u> を受けた中小企業者 ③ 今般の地震の影響により、 <u>業況が悪化</u> している中小企業者※3 <small>※1:原則、罹災証明書等が必要 ※2:停電等による在庫品被害も含む ※3:風評被害等による影響を含む</small>
貸付限度額	①及び②の方⇒(国民事業)上乗せ6,000万円 (中小事業)3億円 ③の方⇒(国民事業)別枠4,800万円 (中小事業)7.2億円
貸付利率	①の方⇒当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5▲0.9% 貸付後4年目以降は災害金利▲0.5% ②の方⇒災害金利 ③の方⇒基準金利(中小企業者の状況により変動)※6 <small>※4:(国民事業)3,000万円 (中小事業)1億円、所定の金額を上回る場合は災害金利▲0.5% ※5:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業、中小事業ともに)1.20% ※6:令和6年1月現在、貸付期間5年(国民事業)2.1%(中小事業)1.20%</small>
貸付期間	設備資金20年以内 運転資金15年以内 (据置期間5年以内)

コロナ資本性劣後ローンの貸付利率の特例措置

※取扱開始時期は、別途お知らせします。

石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、今般の地震で直接被害※を受けた事業者を対象に、決算が黒字であっても、その業績に関わらず、当面1年間は一律0.5%の貸付利率を適用
※罹災証明書等が必要

(お問い合わせ先) 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505)

信用保証による資金繰り支援

セーフティネット保証4号

制度概要	自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円))で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者
要件	市町村が発行する認定書(売上高が20%以上減少)

災害関係保証

制度概要	激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠(上限2.8億円(うち無担保8,000万円))で借入金の100%を保証する制度
対象者	災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者
要件	罹災証明書等

伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)

*利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れする際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有する事業については、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています。

ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

*リスケ時追加保証料をゼロにします。

(お問い合わせ先) お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせ下さい。

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2 / 3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

公募要領公開：2024年1月25日（木）

※申請は2月1日（木）より受付開始します。

※1次公募は2月29日（木）に締め切ります。

※1次公募締め切り後、速やかに2次公募を開始します。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年8月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

● 直接被害で申請する場合

⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）

● 間接被害で申請する場合

⇒令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

- 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下に該当する事業者
 - 被災が証明できる事業者
 - 国等が実施した災害支援策を活用した事業者
- 過去数年以内に発生した災害以降、売上が20%以上減少している事業者
- 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者

(※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った椅子やテーブル、厨房機器などを新たに購入するとともに、店舗改装と合わせて新しいデザインの看板を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。新商品開発のほか、チラシ・フリーペーパーでの宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300
富山県連 076-441-2716
新潟県連 025-283-1311
福井県連 0776-23-3659

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者

⇒ 15億円、一部5億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者

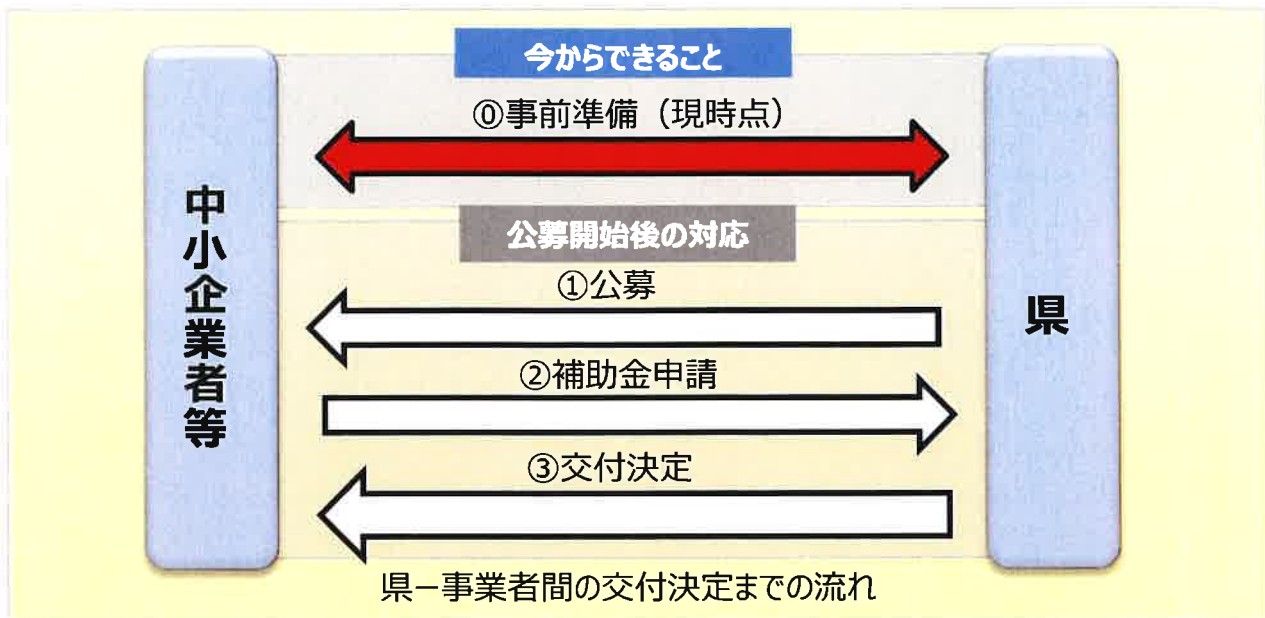
⇒ 3 / 4 以内、一部定額補助

・中堅企業等

⇒ 1 / 2 以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、
交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる
場合には補助金の対象となります。

【事前に準備いただきたい事項】



補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します
(以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

<公募開始前に復旧工事に着手される方>

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象
復旧に要した見積書（原則相見積もり）

復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての方>

(1) 発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管

(2) 罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）

(3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管

例) 固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています(令和6年1月23日更新)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】(令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。)

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① 休業等又は出向を実施した場合の助成率を引き上げます。

【大企業】 $1/2 \Rightarrow 2/3$ 【中小企業】 $2/3 \Rightarrow 4/5$

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

② 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、

ア 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。

イ 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑤ 休業等規模要件を緩和します。

対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合(休業等規模要件)

【大企業】 $1/15$ 以上 $\Rightarrow 1/30$ 以上 【中小企業】 $1/20$ 以上 $\Rightarrow 1/40$ 以上

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

⑥ 残業相殺(※)を撤廃します。

※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

※助成対象期間は1年間です。


(特例措置の内容は裏面にもございます)

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細についてはガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>)や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ガイドブック



LL060123企01

(事業主の方へ)

【特例措置の内容】(表面からの続き)

⑦ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

⑨ 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

地震発生時において雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を地震発生前の指標と比較します。

⑩ 計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等又は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【受給手続き】

【休業等の場合】

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業等を行った支給対象期間(1つの判定基礎期間又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間)ごとに支給申請することが必要です。

【出向の場合】

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に出向を行った支給対象期(出向期間を6か月ごとに区分した各期間)ごとに支給申請することが必要です。

※ 支給申請期間は支給対象期間又は支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内です。

なお、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。

出向を活用し雇用の維持を図る事業主を支援します (令和6年能登半島地震に係る特例措置)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下、「休業等」）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

※令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により令和6年1月1日～6月30日の間に開始される休業等又は出向については、特例措置が適用される可能性があります。詳細は赤字をご確認ください。

※本リーフレットは、令和6年能登半島地震の特例に係る出向の支給要件等のご案内であり、休業等については裏面のガイドブックをご確認ください。

(なお、同一対象期間において休業等及び出向の両方を実施することも可能です)

支給対象

■支給対象事業主：雇用保険適用事業主であって出向労働者の賃金の一部（全部を除く）を負担している出向元事業主

※地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

■支給対象労働者：雇用保険被保険者（ただし、出向を開始する日の前日において同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象となります。）

主な支給要件

■最近1か月の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること

※過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、前回の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていなくても助成対象とします。

※雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（*）増加していても助成対象とします。

* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上

雇用調整助成金の対象となる「出向」

■雇用調整を目的とする出向（経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）であること。

■出向期間が3か月以上1年以内であって、出向終了後は元の事業所に復帰するものであること。

[その他要件]

- ・出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的、組織的関連性などからみて**独立性が認められること**
- ・出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向させたり離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなど、**玉突き雇用・出向を行っていないこと**などの要件があります。

出向の場合の助成額

出向元が出向労働者の賃金^{※1}の一部を負担する場合、以下のいずれか低い額に助成率^{※2}をかけた額を助成。

イ 出向元の出向労働者の賃金に対する負担額

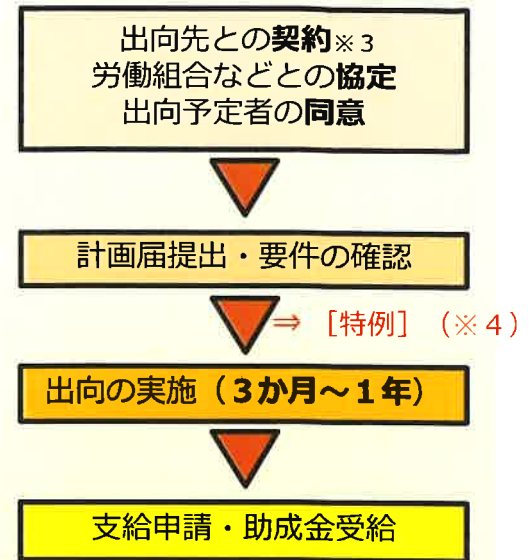
ロ 出向前の通常賃金の1/2の額

*ただし、8,490円 × 支給対象期（※5）の日数×330/365が上限。

【例】出向時、出向前賃金日額18,000円、出向元負担4割の場合

出向元負担7,200円		出向先負担10,800円
中小企業の場合 2/3 4,800円助成	実質負担 1/3 2,400円	

受給までの流れ



※1：出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額を支払うことが必要です。

※2：助成率は、**中小企業 2/3 大企業 1/2**

⇒ [特例] **中小企業 4/5 大企業 2/3**（新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象）

※3：出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※4：[特例] 計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。

※5：支給申請期間は支給対象期（*）の末日の翌日から2か月以内です。

* 出向開始日から1年間の対象期間について、最初の6か月を第1支給対象期、次の6か月を第2支給対象期と言います。

令和6年能登半島地震に伴う特例措置や支給要件等の詳細についてはガイドブック
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>) や、
以下のコールセンターまでお問い合わせください。

ガイドブック



（公財）産業雇用安定センターのご案内

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、25万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

全国47都道府県の県庁所在地に事務所があり、無料で企業からのご相談を受けていますので、あわせてご活用ください。

（センターHP）<https://www.sangyokoyo.or.jp/>



（センターHP）

雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060123企02

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

令和6年能登半島地震の特例措置

通常制度

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象
クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向について、大企業2/3、中小企業4/5
対象となる休業の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上
要領事項		令和6年1月11日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用
省令事項		令和6年1月23日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 令和 6 年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯に 10 万円。ただし、以下の場合は、一世帯につき 20 万円の貸付も可能。(いずれも 1 回限り)
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4 人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から 1 年以内
- 償還期間 据置期間終了後 2 年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期限後は残元金に対して年 3.0%の延滞利子が発生します。

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等）
 - 申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- ※いずれも準備できない場合は、応相談

受付窓口

- 避難をしている市、町の社会福祉協議会
- お住いの市、町にある社会福祉協議会

問合せ先

- 県内市町社会福祉協議会の連絡先をご確認願います。(別紙一覧参照)

※令和 6 年 1 月 22 日(月)から順次、準備が整った社会福祉協議会から受付を開始します。

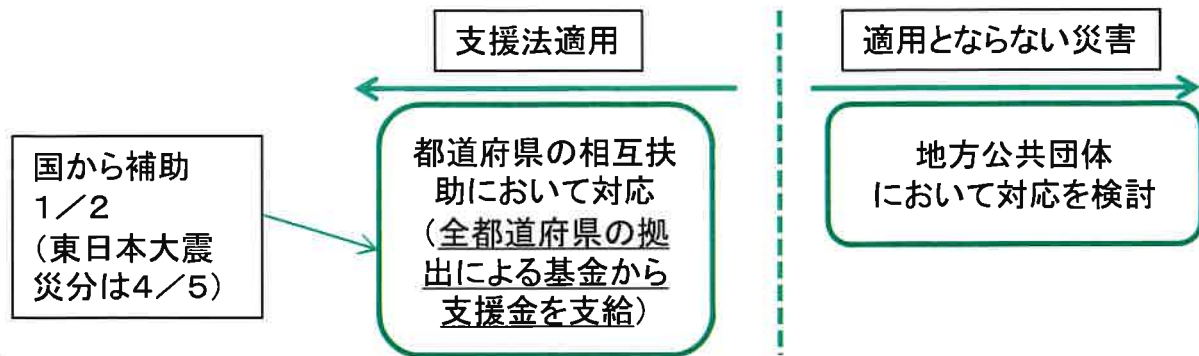
市町社会福祉協議会連絡先一覧

市町社会福祉協議会	住所	受付時間	電話番号
金沢市社会福祉協議会	〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	076-231-3720
七尾市社会福祉協議会	〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	0767-52-2099
小松市社会福祉協議会	〒923-0811 小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティセンター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	0761-22-3354
輪島市社会福祉協議会	〒928-0001 輪島市河井町13部120番地1	9:00～15:00	0768-22-2219
珠洲市社会福祉協議会	〒927-1214 珠洲市飯田町5部9番地 市民ふれあいの里健康増進センター内	9:00～15:00 (土日祝日除く)	080-1332-1332
加賀市社会福祉協議会	〒922-0811 加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0761-72-1500
羽咋市社会福祉協議会	〒925-8506 羽咋市鶴多町亀田17 羽咋すこやかセンター内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-22-9314
かほく市社会福祉協議会	〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10 市七塚健康福祉センター内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	076-285-8885
白山市社会福祉協議会	〒924-0865 白山市倉光8丁目16番地1 白山市福祉ふれあいセンター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-276-3151
能美市社会福祉協議会	〒923-1121 能美市寺井町た8番地1 能美市ふれあいプラザ2階	8:30～17:15 (土日祝日除く)	0761-58-6603
野々市市社会福祉協議会	〒921-8815 野々市市本町5丁目18番5号	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-248-8210
川北町社会福祉協議会	〒923-1267 能美郡川北町字壱ツ屋196番地 保健センター内	8:30～17:15 (土日祝日除く)	076-277-8388
津幡町社会福祉協議会	〒929-0327 河北郡津幡町字庄二71番地 津幡町福祉教育プラザ内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-288-6276
内灘町社会福祉協議会	〒920-0267 河北郡内灘町字大清台140番地 内灘町文化会館1階	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	076-286-6953
志賀町社会福祉協議会	〒925-0498 羽咋郡志賀町富来領家町甲10番地 富来行政センター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	0767-32-5003
宝達志水町社会福祉協議会	〒929-1311 羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 町民センターアステラス内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-28-5520
中能登町社会福祉協議会	〒929-1704 鹿島郡中能登町末坂2部37番地1 保健センターすすく内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-74-2252
穴水町社会福祉協議会	〒927-0026 鳳珠郡穴水町字大町ト3番地3 さわやか交流館プルート内1階	9:00～16:00	0768-52-0378
能登町社会福祉協議会	〒927-0602 鳳珠郡能登町字松波13字75番地1	8:30～17:15 (土日祝日除く)	0768-72-2322

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
②解体	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

支援金支給までの手続き

① 支援法適用(都道府県)



② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)



③ 罹災証明書の交付(市区町村)



④ 支援金支給申請(被災世帯)



⑤ 市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付



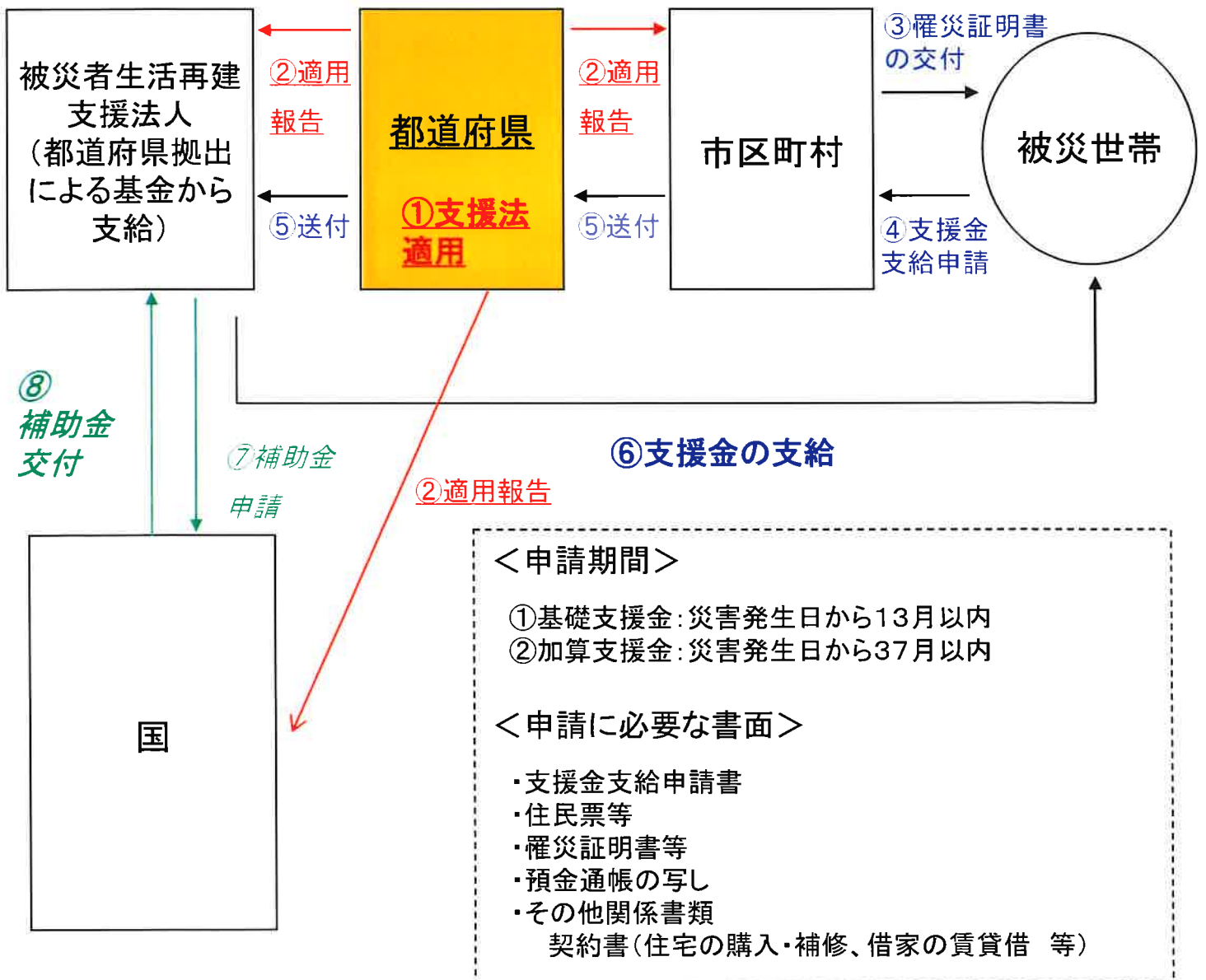
⑥ 被災世帯に支援金の支給(支援法人)



⑦ 支援法人から国に補助金申請



⑧ 国から支援法人に補助金交付



参加
無料

令和6年能登半島地震に係る 事業者支援施策説明会

被災された事業者の皆様の事業継続や雇用維持のための各種支援施策に関する説明会を開催します。

能登会場

2024年2月9日 金

午前の部

10:00～12:00

午後の部

14:00～16:00

宇宙科学博物館コスモアイル羽咋 ユーフォニーホール
(〒925-0027 石川県羽咋市鶴多町免田25) 定員：800名

オンライン (Webex) でも同時開催 定員：500名

金沢会場

2024年2月14日 水

午前の部

10:00～12:00

午後の部

14:00～16:00

石川県地場産業振興センター 本館1階 大ホール
(〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20) 定員：800名

オンライン (Webex) でも同時開催 定員：500名

○今後も随時開催予定です。

※全4回とも全て同じ説明内容です。

説明内容

- ・なりわい再建支援補助金（施設や設備の復旧に対する支援）
- ・小規模事業者持続化補助金（販路開拓等の取り組みに対する支援）
- ・金融支援（資金繰り支援、コロナ債務返済負担軽減策等）
- ・雇用調整助成金の特例措置
- ・全国企業との連携による復旧復興ニーズ・課題のマッチング支援



お申し込みフォーム

お申し込み方法

下記の手順に従ってお申し込みください。

1 お申し込み

下記のURLまたは右上のQRコードからお申し込みフォームにアクセスしていただき、必要事項を入力してお申し込みください。

<https://forms.gle/6pHFMT2o6JgxGSao7>

2 お申し込み内容確認メールの確認

お申し込み完了後、ご入力いただいたメールアドレスにお申し込み内容確認メールが届きます。オンライン参加でお申し込みされた方には、参加URLも記載しておりますので、必ずご確認ください。

3 (開催直前) 資料とオンライン参加URLの確認

開催直前になりましたら、開催情報の再度のご連絡と資料のデータをメールにて送付させていただきます。

※会場参加については、事前申込されていなくても当日参加可能です。皆様のご参加をお待ちしております。

■主催・運営
石川県 商工労働部 経営支援課
TEL：076-225-1525

■各種支援施策に関するお問い合わせ先
ワンストップ相談窓口
TEL：0120-330-955 (9:00-18:00)

■オンライン配信・参加申込窓口
株式会社Asian Bridge
TEL：076-260-4233 (10:00-19:00) 担当：上出(かみで)

令和6年能登半島地震に係る 商店街支援施策説明会

令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街のための
支援施策に関する説明会を開催します。

日時

2024年2月15日(木) 14:00~16:00

場所

📍 石川県地場産業振興センター本館2階 第2研修室
(〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地)

🖥️ オンライン(Webex)でも同時開催

説明内容

- 商店街にぎわい創出事業
災害後、人出及び売上が減少した商店街が実施するイベント等に対する支援
- 商店街復旧事業
被災したアーケードや街路灯等の復旧に対する支援
- (独)中小企業基盤整備機構による支援施策

お申し込み方法

下記の手順に沿ってお申し込みください。

①お申し込み

下記のURLまたは右のQRコードからお申し込みフォームにアクセスしていただき、必要事項を入力してお申し込みください。

URL:<https://forms.gle/xkP9GEcbfJyFDDP56>

②お申し込み内容確認メールの確認

お申し込み完了後、ご入力いただいたメールアドレスにお申し込み内容確認メールが届きます。
オンライン参加でお申し込みされた方には、参加URLも記載しておりますので、必ずご確認ください。

③(開催直前)資料とオンライン参加URLの確認

開催直前になりましたら、開催情報の再度のご連絡と資料のデータをメールにて送付させていただきます。

※会場参加については、事前申込されていなくても当日参加可能です。皆様のご参加をお待ちしております。



お申し込みフォーム

■主催・支援施策に関するお問い合わせ先
石川県 商工労働部 経営支援課
TEL:076-225-1521

■オンライン配信・参加申込窓口
株式会社Asian Bridge
TEL:076-260-4233(10:00- 19:00) 担当:山崎(やまざき)